

医療保険

重要事項説明書

(訪問看護ステーション桂)

利用者： \_\_\_\_\_ 様

事業者：医療法人 桜桂会

## 1. 事業所の概要

事業所	訪問看護ステーション桂
所在地	愛知県犬山市大字塔野地字大畔 10 番地
連絡先	0568-63-0200
代表者名	吉田 弘美
管理者名	高森 雅史
サービス種類	訪問看護
介護保険指定番号	3490026
サービス提供地域	愛知県：犬山市、扶桑町、大口町、江南市、小牧市

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

### (1) 営業時間

平日	午前 8 : 30 ~ 午後 5 : 30
定休日	木・日曜日、祝祭日、12月30日から1月3日

### (2) 職員体制

	常勤	非常勤	計
管理者	1名	0名	1名
看護師	6名	0名	6名
准看護師	0名	0名	0名
理学療法士	0名	0名	0名
作業療法士	0名	0名	0名
言語聴覚士	0名	0名	0名

## 2. 事業所の連絡窓口（相談・苦情・キャンセル連絡など）

TEL : 0568-63-0200

担当部署 : 訪問看護ステーション桂

受付時間 : 午前 8 : 30 ~ 午後 5 : 30

※ご不明な点はお尋ねください。ご相談については各市区町村、国民健康保険団体連合会でも受付けております。

\* 当事業所以外でのサービスの内容に関する相談・苦情窓口

\* 愛知県国民健康保険団体連合会

苦情相談窓口	愛知県国民健康保険団体連合会介護福祉課内 苦情相談室
電話/FAX	(052) — 971 — 4165 / (052) — 962 — 8870
住所	〒 461-8532 名古屋市東区泉1丁目6番5号 (国保会館南館7階)
相談受付日	月～金曜日 9:00～17:00 (12:00～13:00を除く) * 土日祝日及び12月29日～31日並びに1月2日・3日を除く

### 3. 事業の目的・運営方針

#### (1) 目的

医療法人桜桂会が開設する訪問看護ステーション桂（以下、当事業所）が行う指定訪問看護事業の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定めステーションの看護師その他の従業者が、病気やけが等により家庭において継続して療養を受ける状態か要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）であり、かかりつけの医師が指定訪問看護の必要を認めた高齢者等に対し、適正な指定訪問看護を提供することを目的とする。

#### (2) 運営の方針

疾病、負傷等により、地域において継続して療養をうける状態か要介護者、要支援者にある者であって、かかりつけの医師が必要と認めた者に対し、看護師等が訪問して、看護サービスを提供する。この事業は地域での生活の中で生じてくる困難に対する具体的な関わりを通して、精神症状をもつ人や要介護者、要支援者に安心感を届け、周囲の人々との繋がりをもちながら、地域で生活していけるように支援する。

#### 4. 利用料金

項 目		利用料 (10割)	自己負担額の目安				
			1割	2割	3割		
基本療養費	精神科訪問看護基本療養費(Ⅰ) (1日につき)	週3日目まで30分以上	5,550円 (5,050円)	555円	1,110円	1,665円	
		週3日目まで30分未満	4,250円 (3,870円)	425円	850円	1,275円	
		週4日目以降30分以上	6,550円 (6,050円)	655円	1,310円	1,965円	
		週4日目以降30分未満	5,100円 (4,720円)	510円	1,020円	1,530円	
	精神科訪問看護基本療養費(Ⅲ) (同一建物居住者) (1日につき)	同一日に2人	週3日目まで30分以上	5,550円 (5,050円)	555円	1,110円	1,665円
			週3日目まで30分未満	4,250円 (3,870円)	425円	850円	1,275円
			週4日目以降30分以上	6,550円 (6,050円)	655円	1,310円	1,965円
			週4日目以降30分未満	5,100円 (4,720円)	510円	1,020円	1,530円
		同一日に3人から9人以下	週3日目まで30分以上	2,780円 (2,530円)	278円	556円	834円
			週3日目まで30分未満	2,130円 (1,940円)	213円	426円	639円
			週4日目以降30分以上	3,280円 (3,030円)	328円	656円	984円
			週4日目以降30分未満	2,550円 (2,360円)	255円	510円	765円
		同一日に10人から19人以下	週3日目まで30分以上	2,760円 (2,520円)	276円	552円	826円
			週3日目まで30分未満	2,110円 (1,930円)	211円	422円	633円
			週4日目以降30分以上	2,660円 (2,420円)	266円	532円	798円
			週4日目以降30分未満	2,010円 (1,830円)	201円	402円	603円
		同一日に20人から49人以下	週3日目まで30分以上	2,710円 (2,470円)	271円	542円	813円
			週3日目まで30分未満	2,070円 (1,890円)	207円	414円	621円
			週4日目以降30分以上	2,610円 (2,370円)	261円	522円	783円
			週4日目以降30分未満	1,970円 (1,790円)	197円	394円	591円
同一日に50人以上	週3日目まで30分以上	2,610円 (2,370円)	261円	522円	783円		
	週3日目まで30分未満	1,990円 (1,810円)	199円	398円	597円		
	週4日目以降30分以上	2,510円 (2,270円)	251円	502円	753円		
	週4日目以降30分未満	1,890円 (1,710円)	189円	378円	567円		
	精神科訪問看護基本療養費(Ⅳ) (1日につき)	入院中 (外泊時1~2回)	8,500円	850円	1,700円	2,550円	
管理療養費	訪問看護管理療養費(機能強化なし)	月の初日	7,710円	771円	1,542円	2,313円	
	訪問看護管理療養費(単一建物居住利用者20人未満)	2日目を以降	3,010円	301円	602円	903円	
	訪問看護管理療養費(単一建物居住利用者20人以上50人未満)	目迄	月2日目を以降月15日	2,510円	251円	502円	753円
		目迄	月16日目を以降24日	2,310円	231円	462円	693円
		目迄	月25日目を以降	2,210円	221円	442円	663円
	訪問看護管理療養費(単一建物居住利用者50人以上)	目迄	月2日目を以降月15日	2,410円	241円	482円	723円
		目迄	月16日目を以降24日	2,210円	221円	442円	663円
		目迄	月25日目を以降	2,010円	201円	402円	603円
加算	精神科複数回訪問看護加算	1日2回の場合 同一建物内1人又は2人	4,500円	450円	900円	1,350円	

			同一建物内 3人以上 9人以下 (20 日目迄)	4,000 円	400 円	800 円	1,200 円	
			同一建物内 3人以上 9人以下 (20 日目以降)	3,700 円	370 円	740 円	1,110 円	
			同一建物内 10人以上 19人以下 (20 日目迄)	3,500 円	350 円	700 円	1,050 円	
			同一建物内 50人以上	3,300 円	330 円	660 円	990 円	
		1 日 3 回以上の場 合		同一建物内 1人又は 2人	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
				同一建物内 3人以上 9人以下 (20 日目迄)	7,200 円	720 円	1,440 円	2,160 円
				同一建物内 3人以上 9人以下 (20 日目以降)	6,900 円	690 円	1,380 円	2,040 円
				同一建物内 10人以上 19人以下 (20 日目迄)	6,300 円	630 円	1,260 円	1,890 円
				同一建物内 10人以上 19人以下 (21 日目以降)	5,200 円	520 円	1,040 円	1,560 円
				同一建物内 20人以上 49人以下 (20 日目迄)	4,800 円	480 円	960 円	1,440 円
				同一建物内 20人以上 49人以下 (21 日目以降)	3,500 円	350 円	700 円	1,050 円
				同一建物内 50人以上 (20 日目迄)	4,100 円	410 円	820 円	1,230 円
		同一建物内 50人以上 (21 日目以降)	3,000 円	300 円	600 円	900 円		
		精神科緊急訪問看護加算 (診療所又は在宅支援病院の指示の下、1日につき)				2,650 円	265 円	530 円
複数名精神科訪問看護加算	看護師 OT 等	1 日 1 回の場合	同一建物内 1人又は 2人	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円	
			同一建物内 3人以上 9人以下	4,000 円	400 円	800 円	1,200 円	
			同一建物内 10人以上 19人以下	3,400 円	340 円	680 円	1,020 円	
			同一建物内 20人以上 49人以下	3,000 円	300 円	600 円	900 円	
			同一建物内 50人以上	2,700 円	270 円	540 円	810 円	

			1日2回の場合	同一建物内1人又は2人	9,000円	900円	1,800円	2,700円
				同一建物内3人以上9人以下	8,100円	810円	1,620円	2,430円
				同一建物内10人以上19人以下	6,880円	688円	1,376円	2,064円
				同一建物内20人以上49人以下	6,070円	607円	1,214円	1,821円
				同一建物内50人以上	5,460円	546円	1,092円	1,638円
			1日3回の場合	同一建物内1人又は2人	14,500円	1,450円	2,900円	4,350円
				同一建物内3人以上9人以下	13,000円	1,300円	2,600円	3,900円
				同一建物内10人以上19人以下	11,050円	1,150円	2,210円	3,450円
				同一建物内20人以上49人以下	9,750円	975円	1,950円	2,925円
				同一建物内50人以上	8,770円	877円	1,754円	2,925円
	准看護師	1日1回の場合	同一建物内1人又は2人	3,800円	380円	760円	1,140円	
			同一建物内3人以上9人以下	3,400円	340円	680円	1,020円	
			同一建物内10人以上19人以下	2,800円	280円	560円	840円	
			同一建物内20人以上49人以下	2,500円	250円	500円	750円	
			同一建物内50人以上	2,200円	220円	440円	660円	
		1日2回の場合	同一建物内1人又は2人	7,600円	760円	1,520円	2,280円	
			同一建物内3人以上9人以下	6,800円	680円	1,360円	2,040円	
			同一建物内10人以上19人以下	5,600円	560円	1,120円	1,680円	
			同一建物内20人以上49人以下	5,000円	500円	1,000円	1,500円	
			同一建物内50人以上	4,400円	440円	880円	1,320円	
1日3回の場合	同一建物内1人又は2人	12,400円	1,240円	2,480円	3,720円			
	同一建物内3人以上9人以下	11,200円	1,120円	2,240円	3,360円			

			同一建物内 10 人以上 19 人以下	9,220 円	922 円	1,844 円	2,766 円
			同一建物内 20 人以上 49 人以下	8,230 円	823 円	1,646 円	2,469 円
			同一建物内 50 人以上	7,240 円	724 円	1,448 円	2,172 円
	看護補助者等 (週 1 日)	同一建物内 1 人又は 2 人以下		3,000 円	300 円	600 円	900 円
		同一建物内 3 人以上 9 人以下		2,700 円	270 円	540 円	810 円
		同一建物内 10 人以上 19 人以下		2,100 円	210 円	420 円	630 円
		同一建物内 20 人以上 49 人以下		1,600 円	160 円	320 円	480 円
長時間精神科訪問看護加算/90 分超え(要件により 1~3 回/週)				5,200 円	同一建物内 50 人以上	1,040 円	1,560 円
24 時間対応体制加算 (月 1 回) 業務負担軽減なし				6,520 円	652 円	1,304 円	19,56 円
特別管理加算 (月 1 回)	I			5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円
	II			2,500 円	250 円	500 円	750 円
特別地域訪問看護加算				基本療養費の 50/100 加算される			
退院時共同指導加算 (1 回、がん末期等は 2 回/適応時)				8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
退院時共同指導特別管理指導加算 (特別加算の対象のみ)				2,000 円	200 円	400 円	600 円
退院時支援指導加算 (退院日/適応時)				6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
在宅患者連携指導加算 (適応月/月 1 回迄)				3,000 円	300 円	600 円	900 円
夜間・早朝訪問看護加算 (18-22 時/6-8 時) (1 日 1 回迄)	同一建物内 1 人又は 2 人			2,100 円	210 円	420 円	630 円
	同一建物内 3 人以上 9 人以下 (月 15 日目迄)			2,100 円	210 円	420 円	630 円
	同一建物内 3 人以上 9 人以下 (16 日目以降)			1,900 円	190 円	380 円	570 円
	同一建物内 10 人以上 19 人以下 (月 15 日目迄)			1,800 円	180 円	360 円	540 円
	同一建物内 10 人以上 19 人以下 (月 16 日目以降)			1,300 円	130 円	260 円	390 円
	同一建物内 20 人以上 49 人以下 (月 15 日目迄)			1,200 円	120 円	240 円	360 円
	同一建物内 20 人以上 49 人以下 (月 16 日目以降)			950 円	95 円	190 円	285 円
	同一建物内 50 人以上 (月 15 日目迄)			1,000 円	100 円	200 円	300 円
	同一建物内 50 人以上 (月 16 日目以降)			800 円	80 円	160 円	240 円
深夜訪問看護加算 (1 日 1 回迄)	同一建物内 1 人又は 2 人			4,200 円	420 円	840 円	1,260 円
	同一建物内 3 人以上 9 人以下 (月 15 日目迄)			4,200 円	420 円	840 円	1,260 円
	同一建物内 3 人以上 9 人以下 (16 日目以降)			4,000 円	400 円	800 円	1,200 円
	同一建物内 10 人以上 19 人以下 (月 15 日目迄)			3,900 円	390 円	780 円	1,170 円
	同一建物内 10 人以上 19 人以下 (月 16 日目以降)			2,300 円	230 円	460 円	690 円
	同一建物内 20 人以上 49 人以下 (月 15 日目迄)			2,100 円	210 円	420 円	630 円
	同一建物内 20 人以上 49 人以下 (月 16 日目以降)			1,500 円	150 円	300 円	450 円
	同一建物内 50 人以上 (月 15 日目迄)			1,800 円	180 円	360 円	540 円
	同一建物内 50 人以上 (月 16 日目以降)			1,300 円	130 円	260 円	390 円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算 (適応月/月 2 回迄)				2,000 円	200 円	400 円	600 円
精神科重症者早期集中支援管理連携加算 (適応時月 1 回、6 月を限度)				6,400 円	640 円	1,280 円	1,920 円
専門管理加算				2,500 円	250 円	500 円	750 円
医療 DX 情報活用加算 (月 1 回)				50 円	5 円	10 円	15 円
訪問看護医療情報連携加算 (月 1 回)				1,000 円	100 円	200 円	300 円

訪問看護遠隔診療補助料（1日につき）		2,650円	265円	530円	795円	
訪問看護情報提供療養費 1,2,3（月1回）		1,500円	150円	300円	450円	
訪問看護ターミナルケア療養費 1（適応時）		25,000円	2,500円	5,000円	7,500円	
訪問看護ターミナルケア療養費 2（適応時）		10,000円	1,000円	2,000円	3,000円	
ベースアップ評価料Ⅰ（月1回）		1,050円 【R8.6月～ 2,100円】	105円 【210 円】	210円 【420 円】	315円 【630 円】	
包括訪問看護療養費（1日につき）	単一建物居住利用者 20人未満	30分以上 60分未満	7,010円	701円	1,402円	2,103円
		60分以上 90分未満	11,010円	1,101円	2,202円	3,303円
		90分以上	14,010円	1,401円	2,802円	4,203円
		90分以上で別に厚生労働省が定める場合	15,510円	1,551円	3,102円	4,653円
	単一建物居住利用者 20人以上 50人未満	30分以上 60分未満	6,310円	631円	1,262円	1,863円
		60分以上 90分未満	9,910円	991円	1,982円	2,973円
		90分以上	13,730円	1,373円	2,746円	4,119円
		90分以上で別に厚生労働省が定める場合	15,200円	1,520円	3,040円	4,560円
	単一建物居住利用者 50人以上	30分以上 60分未満	5,960円	596円	1,192円	1,788円
		60分以上 90分未満	9,360円	936円	1,872円	2,808円
		90分以上	13,450円	1,345円	2,690円	4,035円
		90分以上で別に厚生労働省が定める場合	14,890円	1,489円	2,978円	4,467円
訪問看護物価対応料Ⅰ	月の初日	60円 【R9.6月～120 円】	6円 【12円】	12円 【24円】	18円 【36円】	
	月の2日目以降	20円 【R9.6月～40 円】	2円 【4円】	4円 【8円】	6円 【12円】	
訪問看護物価対応料Ⅱ		20円 【R9.6月～40 円】	2円 【4円】	4円 【8円】	6円 【12円】	

（ ）は准看護師の場合、【 】は金額変更の場合

※心神喪失者等医療観察法に基づく訪問看護の基本料金および加算の算定基準は、通常 of 精神科訪問看護療養費と同一の体系となります。

### (1) 交通費

交通費は頂きません

### (2) キャンセル料金

ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合でも、キャンセル料金は発生いたしません。前もってキャンセルをされる場合は、前日営業日の 17 時までに当事務所（TEL0568-63-0200）へご連絡ください。

### (3) 利用料金などのお支払い方法

利用料金などのお支払方法は毎月月末締めとし、当該月分のご利用料金を翌月 15 日までにお伝えいたしますので、同月 28 日までにお支払いください。

当ステーションでは、集金によるお支払いをお願いしています。

## 5. サービスのご利用方法

### (1) サービスの利用開始

訪問看護計画作成と同時に契約を結んだ後、サービス提供を開始いたします。

まずはお電話などでお申し込みください。事業所職員がお伺いしてご説明いたします。

### (2) サービスの終了

① ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合、サービスの終了を希望する日の 3 日前までに、事業所までお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合、やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了日の 2 週間前までに、文書で通知いたします。

③ ご利用者様が入院して 3 ヶ月以上たった場合や、亡くなられた場合、主治医が不要と判断した場合等

### ④ 契約解除

・当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・ご利用者様やご家族様などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合は、文書で通知することで、ご利用者様は即座に契約を解約することができます。

・ご利用者様が、サービス利用料金の支払いを 3 か月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず 30 日以内に支払われない場合や、当事業所や当事業所のサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することで、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。

### (4) その他

・ご利用者様が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの変更をする場合があります。

- ・訪問看護のサービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止変更する場合があります。その場合は、ご家族様または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。
- ・ご利用者様に、他のご利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。
- ・暴風警報や風雪警報など天候がきわめて不良の場合は、ご連絡したうえで、訪問を見合わせまたは振替える場合があります。

## 6. 非常災害対策

非常災害に備えて、消防計画・風水害・地震等の災害に対処するための計画を作成し、年1回定期的に避難・救出その他必要な訓練を当事業所で行うものとします。

## 7. 感染症対策・業務継続に向けた取り組み

事業所は、感染症や災害が発生した場合でも必要な訪問看護を継続的に提供できる体制を構築する為に次の措置を講じます。

- (1) 感染症対策・業務継続に関する定期的な会議の開催
- (2) 感染対策・業務継続に関する指針の整備
- (3) 定期的な研修及び訓練の実施
- (4) 事業所の備品の衛生的管理
- (5) 個人の健康管理

## 8. ハラスメントについて

事業所は適切なサービス提供を確保する観点から、職員に対する次に示すハラスメントの防止の為に必要な措置を講じます。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす行為(回避して危害を免れた場合も含む)
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり貶めたりする行為
- (3) 意に沿わない性的な誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ

## 9. 虐待防止に関する事項

- (1) 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとします。
  - ① 虐待を防止するための従事者に対する研修の実施
  - ② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
  - ③ その他、虐待防止のために必要な措置

(2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者・障害児等を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

## 10. 緊急時の対応方法

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者様に容体の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせによる、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者など、関係各位へ連絡します。

主治医	病院名	
	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族 (第1連絡先)	フリガナ 氏名	(続柄： )
	ご連絡先	ご住所 ( - )
		ご自宅電話番号： ご携帯電話：
ご家族 (第2連絡先)	フリガナ 氏名	(続柄： )
	ご連絡先	ご住所 ( - )
		ご自宅電話番号： ご携帯電話：
主治医・ご家族などへの 連絡基準		

#### 11. 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合は、利用者様に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに利用者様がお住まいの市町村長又は健康保険組合、ご家族等に連絡を行います。

また、事故状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

なお、当事業所の訪問サービスにより、利用者様に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。(当事業所は三井住友海上火災保険株式会社と損害賠償保険契約を結んでおります。)

## 12. オンライン請求・資格確認について

健康保険情報と一体化したマイナンバーカードを通して、オンラインでの資格確認を行っています。取得した資格情報をもとに、電子処方箋システムや電子カルテ情報共有サービスとの情報連携を行い、医療情報を活用した訪問看護を提供します。資格情報の提供は患者様及び代理人の同意に基づいて行われます。同意なしにオンライン資格確認を行うことはございません。

令和 年 月 日

当該事業者は、利用者に対する訪問看護サービスの提供開始に当たり、利用者に対して本書面に基づいて上記重要事項を説明しました。

### 訪問看護サービス事業者

所在地 愛知県犬山市大字塔野地字大畔 10 番地

名称 訪問看護ステーション桂

説明者 看護師 氏名

㊞

私は、本署名に基づいて事業者から上記重要事項の説明を受けました。

私は、訪問看護サービスの提供開始、及びサービス担当者会議等において、私の個人情報を利用することに同意します。また、私は、訪問看護サービスの提供開始に同意します。

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ㊞

家族 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ㊞

利用者は、身体の状態等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者になって、その署名を代筆しました。

署名代筆者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ㊞